

概要版

第4期

草津市 地域福祉計画



「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者等あらゆる主体が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

令和3年3月
草津市

1 計画策定の背景

社会構造の変化

少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっているとともに、全国各地で多発する地震等の災害や新型コロナウイルス感染症等が発生する状況の中、これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民が健やかで幸せに暮らしながら、身近にある様々な福祉ニーズに気づき、地域全体で課題の解決に取り組んでいけるような「地域力」の向上が求められています。

地域共生社会への取組の推進

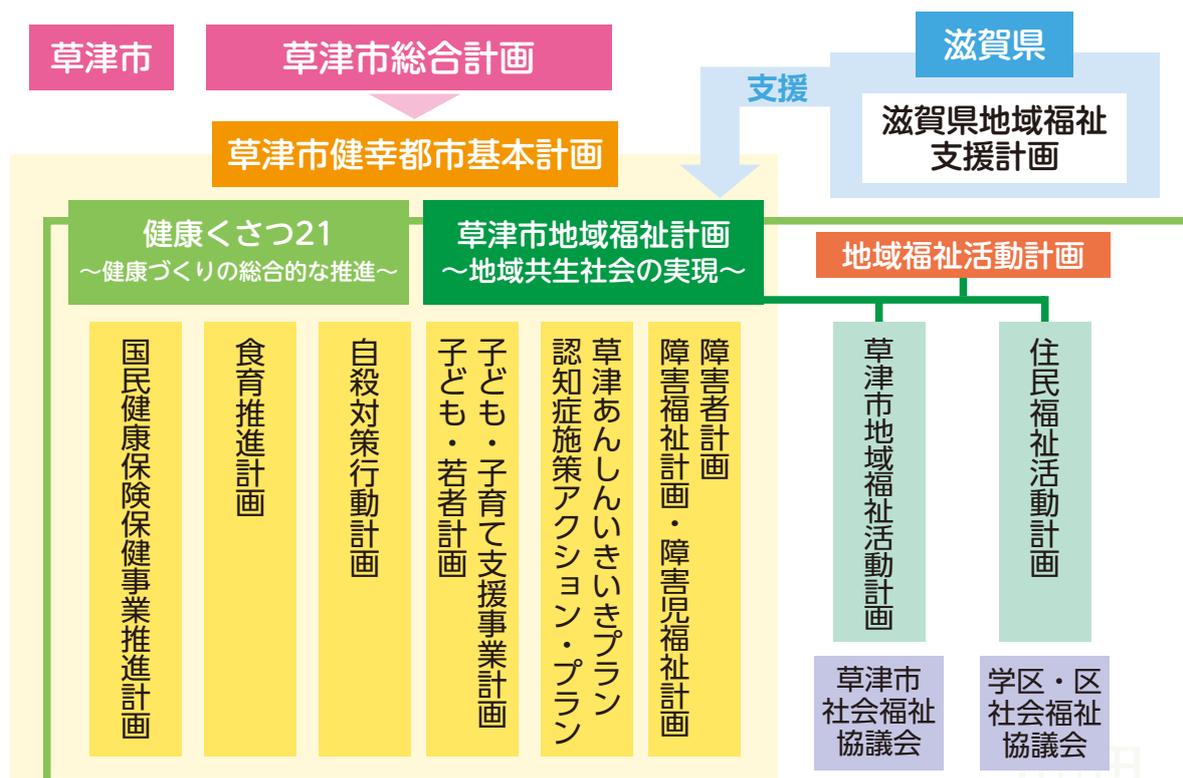
「地域共生社会」の実現のためには、行政の施策・取組の充実はもとより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成・再構築が必要です。また、本市で展開している高齢者、障害者、子ども・若者や子育て家庭、生活困窮者および外国人等に関する支援施策をはじめ、複合的な課題や制度のはざまにある課題への対応、さらには災害や感染症等については、縦割りでない包括的な施策・取組として推進していく必要があります。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、福祉に関する個別計画（高齢・介護、障害者等に関する計画）に関し、共通して取り組むべき事項を体系化するものであり、他の福祉関連計画の上位計画として位置づけられます。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含しています。

なお、本計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。



3 計画の施策体系

地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉関連施策・支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に、「[助け合い・支え合い]を未来へつなげるまち ~いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして~」を基本理念に掲げて様々な福祉施策を展開していきます。

基本理念

「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち
~いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして~

重点プログラム

- 1 地域で活動する人の輪を広げます
- 2 市民の暮らしに根ざした交流を深めます
- 3 包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます
- 4 災害や感染症への備えを進めます

基本目標1

みんなで育ち合う
人づくり

基本方向1 福祉意識の醸成

- 基本施策① 人権教育・啓発活動の推進
② 互いに分かり合える人づくり
③ 虐待や暴力の防止

基本方向2 住民活動の機会創出と人材育成

- 基本施策① ボランティアの育成・促進
② 住民活動の機会づくりの推進
③ 地域でのコーディネーターやリーダーの育成

基本方向3 福祉学習と地域交流の推進

- 基本施策① 学校や地域での福祉学習の推進
② 交流・ふれあいの場づくり

基本目標2

みんなで支え合う
地域づくり

基本方向1 地域ネットワーク機能の強化

- 基本施策① 関係機関・各種団体の連携と機能の強化
② 地域包括ケアシステムの推進

基本方向2 地域福祉活動の推進

- 基本施策① 地域福祉活動の支援
② 地元法人・企業の社会貢献支援
③ 地域福祉活動の拠点づくり

基本目標3

みんなが尊重される
福祉のまちづくり

基本方向1 相談支援体制と情報発信の充実

- 基本施策① 相談支援体制の充実
② 情報発信の充実

基本方向2 安全・安心な地域づくり

- 基本施策① 地域におけるセーフティネット機能の強化
② 災害時の支援体制と感染症対策の推進
③ 誰もが住みやすい環境づくり
④ サービスの評価と質の向上

基本方向3 生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

- 基本施策① 生活困窮者に対する自立支援
② 権利擁護の推進
③ 再犯防止の取組の推進

4 重点プログラム

本計画の基本理念の実現に向け、各施策のうち特に重点的に取り組むべき事項として4つの重点プログラムを設定し、施策の重層的な展開をめざします。

重点プログラム1

地域で活動する人の輪を広げます

- ①人の輪を多世代に広げる取組
- ②住民の力を合わせるための取組
- ③市民とボランティア活動をつなぐための取組

本市では、地域における福祉活動の担い手やコーディネーター等の不足に加えて、これまで地域福祉活動を支えてきた方の高齢化も進行しており、若手の人材育成も積極的に進める必要があります。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層に地域福祉への理解を促進し、地域活動の魅力の発信、活動団体相互の交流や情報交換等により、地域で活動する人をさらに広げる取組について、重点的に進めていきます。

重点プログラム2

市民の暮らしに根ざした交流を深めます

- ①誰もが気軽に集える場づくり
- ②幅広い年代が参加できる機会づくり

本市では、核家族化やひとり暮らしの増加、ライフスタイルや価値観の多様化等から、地域や近隣での付き合いの希薄化が進んでおり、地域福祉に重要な助け合い・支え合いの心も薄れつつあります。

地域や近隣における日頃からの声かけやコミュニケーションを活発にできるよう、住民同士の良好な関係を築く機会や社会参加・サロン活動等の場の充実、多世代による地域活動への参加機会の提供等、さらなるきっかけづくりに重点的に取り組んでいきます。

重点プログラム3

包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
- ②分野横断的な包括的支援体制の構築

本市では、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供し、高齢者の地域生活を支える仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築して取組を推進しています。

しかし、近年、地域における福祉課題は高齢者だけではなく、障害者や子ども・若者や子育て家庭等に対しても、複層的で多様な課題への対応が求められており、分野横断的な包括した支援体制の構築が必要な状況となっています。

今後、「地域包括ケア」の理念を障害者や子ども・子育て家庭等への分野にも広げることで、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する地域共生社会の実現をめざすため、分野横断的な包括的支援体制の構築に取り組んでいきます。

重点プログラム4

災害や感染症への備えを進めます

- ①災害時の支援体制の充実
- ②感染症対策への取組

本市では、「草津市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」に基づいて、災害時に高齢者や障害のある人で支援が必要な人が安心して避難できるよう、地域での支援体制づくりを進めていますが、全国各地で多発する地震・風水害等災害の発生、また本市でも独居高齢者や高齢者のみの世帯等が増加している状況から、災害時の支援体制を一層強化する必要があります。

また、地域福祉活動や施策・事業の展開において、新型コロナウイルス等の感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、「新しい生活様式」による感染症対策を進めます。

5 施策の展開

基本目標 1 みんなで育ち合う人づくり

- 子どもから高齢者まで、年齢を問わず幅広く学習の機会を設け、福祉意識の醸成を図ります。
- 地域の困りごとや課題を把握してボランティア活動を実践する等、地域福祉を支える人づくりを進めます。
- 自主的に住民活動を進められるよう、地域におけるコーディネーター等の育成や地域サロンの運営等を行います。
- 様々な福祉ニーズに対応できるよう、地域で福祉活動を実践する住民や団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。

基本方向
1 福祉意識の醸成

基本施策

- ① 人権教育・啓発活動の推進
- ② 互いに分かり合える人づくり
- ③ 虐待や暴力の防止

主な施策

- 市民に対する人権啓発・教育の推進
- 事業所等における人権教育の推進
- 学校における人権教育の推進
- 外国人への理解の促進
- 障害者への理解の促進と尊厳の保持
- 男女共同参画についての意識啓発
- DV、性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止
- 高齢者・障害者・子どもに対する虐待の防止
- 相談体制の充実

基本方向
2 住民活動の機会創出と人材育成

基本施策

- ① ボランティアの育成・促進
- ② 住民活動の機会づくりの推進
- ③ 地域でのコーディネーターやリーダーの育成

主な施策

- 学校等教育機関と地域との連携強化
- 暮らしの問題とリンクしたボランティアの育成支援
- 認知症サポーターの養成と活動の促進
- 定年退職後の高齢者等の参画促進のための研修の実施
- 社会福祉施設等との連携によるボランティア活動の場の提供
- 地域ボランティアや活動機会の拡大
- 福祉を考える機会の提供
- 老人クラブ活動の促進
- 大学や社会福祉施設、地域団体等の連携による地域福祉活動の参加機会の提供
- 多世代でボランティア活動に参加できる機会の提供
- コーディネーター等の育成
- 社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進

基本方向
3 福祉学習と地域交流の推進

基本施策

- ① 学校や地域での福祉学習の推進
- ② 交流・ふれあいの場づくり

主な施策

- 生涯を通した福祉体験・学習の推進
- 子どもや保護者等への学習の機会づくり
- 地域福祉に関する講座の開設
- 地域での世代を超えたサークル活動の促進
- 健康づくりや食育等を視点とした場づくりの促進
- 子どもや若者の多様な体験・参加の場の提供
- 社会福祉施設と地域住民との交流の促進
- 身近な地域での交流の場づくり

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

- 地域住民と各種団体やサービス提供事業所等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。
- 地域課題への対応力やコーディネート機能を高めるため、草津市社会福祉協議会の機能強化や福祉活動団体・NPO法人等への支援を推進します。
- 地域内における福祉活動の推進と小地域福祉活動の場づくりや、大学・企業や社会福祉法人等との連携により、地域住民の支え合いを強化するための基盤づくりを推進します。

基本方向
1
地域ネットワーク機能の強化

基本施策

① 関係機関・各種団体の連携と機能の強化

② 地域包括ケアシステムの推進

主な施策

- 民生委員・児童委員活動の市民に対する周知
- 医療福祉を考える会議等への各種地域団体や社会福祉施設等の参加促進
- 地域福祉事業・団体への支援体制の充実
- 地域住民の主体的な活動支援
- ボランティア研修の充実
- ボランティア団体やNPO法人等の相互交流や連携の場づくり
- ボランティアセンター機能の充実
- まちづくり活動に対する支援
- 新たなビジネスとしての取組に対する支援
- 地域ケア会議の開催
- 在宅医療・介護の連携
- 介護予防・生活支援体制の整備

基本方向
2
地域福祉活動の推進

基本施策

① 地域福祉活動の支援

② 地元法人・企業の社会貢献支援

③ 地域福祉活動の拠点づくり

主な施策

- 地域の特性に合った小地域福祉活動の支援
- 地域福祉活動等の情報提供
- 地域住民が主体的に公的支援と協働して地域課題の解決を試みるための体制整備
- 大学との連携による学生ボランティアの活動促進
- 企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進
- 社会福祉法人の人材活用
- 小地域福祉活動の拠点の確保
- 学校体育施設の有効活用



基本目標3 みんなが尊重される福祉のまちづくり

- 包括的な相談支援体制をめざす窓口・関係機関等での連携強化と、支援を必要とする人へ適切なサービスが行き届くために情報発信の充実等を図ります。
- 見守り活動や災害・感染症への備えの充実、バリアフリーの推進等により、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。
- 様々な理由により生活困窮者となっている方に対して自立支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進や再犯防止にも努めます。

基本方向1

相談支援体制と情報発信の充実

基本施策

- ① 相談支援体制の充実
- ② 情報発信の充実

主な施策

- 地域の身近な相談窓口と市行政の各担当窓口等との連携推進
- 包括的な相談支援体制に向けた取組の強化
- 相談窓口の周知
- 窓口担当職員の接遇の向上
- 高齢者や障害者等に対する情報の提供
- 子育て支援サービスの情報提供の充実
- 地域福祉関連情報の共有化

基本方向2

安全・安心な地域づくり

基本施策

- ① 地域におけるセーフティネット機能の強化
- ② 災害時の支援体制と感染症対策の推進
- ③ 誰もが住みやすい環境づくり
- ④ サービスの評価と質の向上

主な施策

- 地域におけるセーフティネットの構築
- 地域の生活課題や支援を必要としている人の把握
- 町内会への加入の促進
- 災害時要援護者への避難支援
- 地域の防災体制づくり、防災訓練の促進
- 災害ボランティアセンターの充実
- 福祉避難所の確保
- 感染症対策の推進
- 道路のバリアフリー整備
- 公共交通ネットワークの充実
- 住まいの安全・安心対策の推進
- 行政とサービス事業者との連絡会議
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス
- 事業者のサービスの自己評価の促進
- 外部（第三者）評価制度の利用啓発
- 事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ
- 地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信

基本方向3

生活困窮者自立支援と権利擁護の推進

基本施策

- ① 生活困窮者に対する自立支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 再犯防止の取組の推進

主な施策

- 情報提供・相談窓口の充実
- 支援ネットワークの構築
- 生活困窮者への支援
- 草津市社会福祉協議会との連携
- 地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進
- 成年後見制度の利用促進に関する取組
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備
- 「社会を明るくする運動」の推進
- 更生保護活動の充実

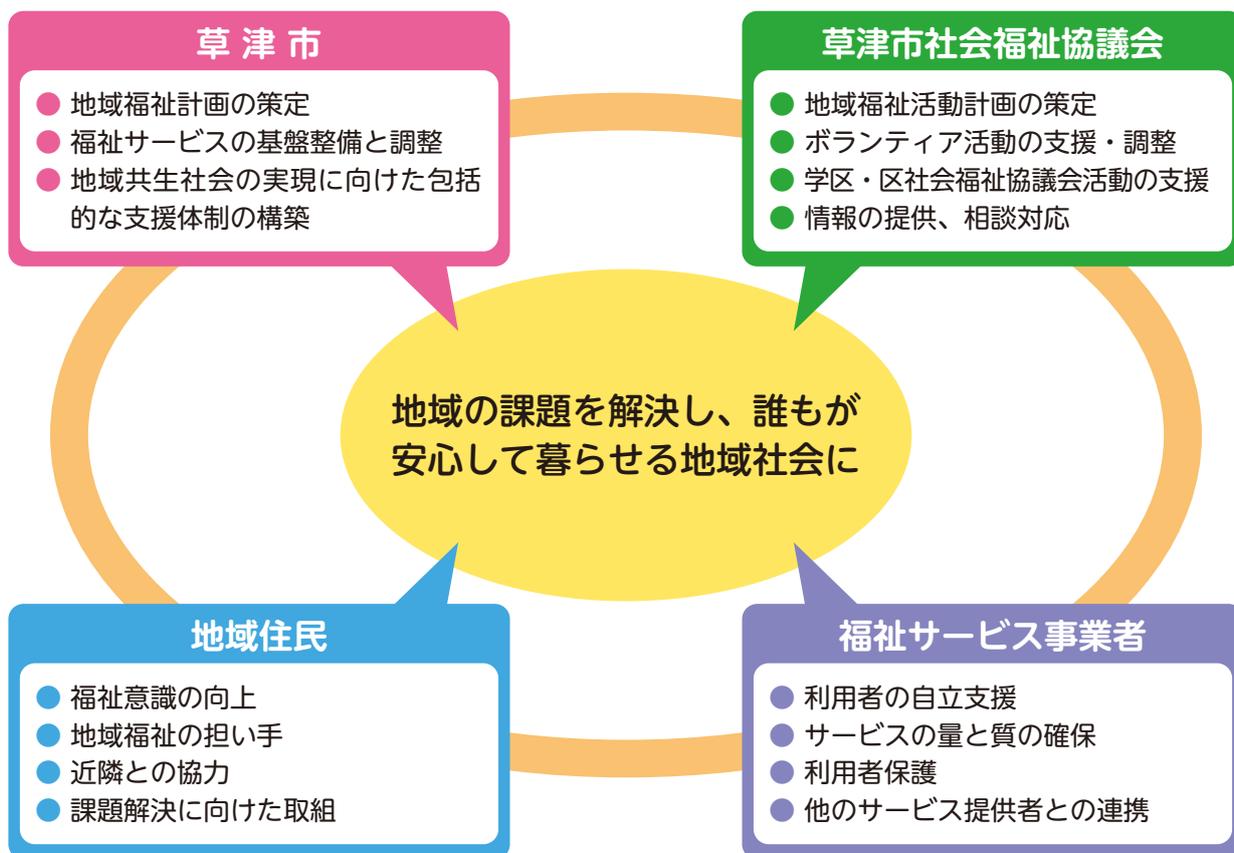
6 計画の推進に向けて

協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、草津市社会福祉協議会と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次の図のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

各主体の役割



計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、草津市社会福祉協議会や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、NPO 法人やボランティア団体等および関係課や関係機関と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域における地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を定期的に行うとともに、PDCA サイクルによる評価を実施します。



編集・発行：草津市 健康福祉部 健康福祉政策課

住所：滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2360 FAX：077-561-2482

